

東京圏 国家戦略特別区域計画 (素案)

平成26年10月1日

東京圏 国家戦略特別区域会議

I. 国家戦略特別区域の名称

「東京圏 国家戦略特別区域」

II. 法第2条第2項に規定する特定事業の内容等

区域計画に特定事業として位置付けるべき事業について、まずは、以下に掲げるものを候補とし、検討・調整を行い、次回以降の区域会議において結論を得る。

1. 都市再生・まちづくり分野

(1)都市計画法等の特例

(国家戦略都市計画建築物等整備事業、国家戦略民間都市再生事業等)

2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に入れ、柔軟かつ大胆な容積率の設定、迅速な都市計画の決定等により、国際的ビジネス拠点の形成を図るため、別紙に掲げるプロジェクトを推進し、国際都市にふさわしい交通機能を強化するとともに、国際ビジネス交流、情報発信、起業支援、MICE等の拠点を整備し、併せて外国人向けを含めた生活環境の整備を行う。

(2)エリアマネジメントに係る道路法の特例（国家戦略道路占用事業）

① 丸の内仲通り、行幸通り等において、大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会等が、道路法の特例を活用し、イベントの開催時におけるカフェ、ベンチ等の設置等により、都心型 MICE 及び都市観光の推進を図る。

【速やかに、公安委員会との協議を開始】

※その他の地区(日本橋仲通り・新虎通り・新宿副都心街路・大崎駅周辺街路・蒲田駅周辺街路・渋谷駅周辺街路)においても検討して具体案を得る。

(3)旅館業法の特例（国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業）

① 外国人滞在施設経営事業を実施する者が、東京都及び神奈川県において、海外からの観光客やMICEへのビジネス客等の滞在ニーズのある区域を中心として、外国人滞在施設を経営する。【来年中に実施】

2. 医療分野

(1) 保険外併用療養に関する特例 関連事業

- ① 慶應義塾大学病院(東京都新宿区)が、米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ又はオーストラリアにおいて承認を受けている医薬品等であって、日本においては未承認又は適応外のものすべてを対象として、保険外併用療養に関する特例を活用し、迅速に先進医療を提供できるようにする。【本年中に実施】
(例)クローン病や膠原病等の治療薬など

※ 国立大学法人東京医科歯科大学等の医療機関についても、本特例を活用できるよう臨床研究中核病院等と同水準と判断する基準について、引き続き検討して結論を得る。

(2) 病床規制に係る医療法の特例(国家戦略特区高度医療提供事業)

- ② 公益財団法人がん研究会(東京都江東区)が、がん研有明病院(東京都江東区)において、世界最先端のがん医療技術であるダヴィンチ手術について、前立線がんに加え、多様な臓器がん(大腸、食道がん等)へ応用し、治療を行うため、新たに病床 10 床を整備する。【平成 28 年中に実施】
- ③ 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ(東京都千代田区)が、がんに対する次世代型の免疫細胞治療を中心とした診療、臨床研究開発等を推進するため、神奈川県内に新たな拠点(新規病床 19 床)を整備する。【平成 28 年中に実施】
- ④ 医療法人社団葵会(東京都千代田区)が、川崎南部病院(川崎市川崎区)において、循環器領域における再生医療、低侵襲治療機器を駆使した最先端医療、バイオセラピー(がん免疫療法)、国際医療交流(医療ツーリズム)等を実施するため、ハイブリッドオペ室(新規病床 20 床)を整備する。【本年度から実施】
- ⑤ 公立大学法人横浜市立大学(神奈川県横浜市)が、画期的な神経疾患等の診断薬やインフルエンザ等ウイルス感染症の治療薬の開発を行い、高度な医療を提供するため、同大学附属病院(横浜市金沢区)に専用病床(新規病床 20 床)を確保する。【平成 28 年中に実施】

(3)二国間協定に基づく外国医師の業務解禁

下記の医療機関において、増大する外国人患者のニーズに応えるため、外国医師を新たに受入れ、全ての外国人患者を診察できるよう、二国間協定の締結又は変更に向け、速やかに関係省庁に対し、必要な対応を要請する。

⑥ 聖路加国際病院(東京都中央区)

受入病院: 同病院及び同病院附属クリニック聖路加メディローカス(東京都千代田区)

⑦ 公益財団法人がん研究会(東京都江東区)

受入病院: がん研有明病院(東京都江東区)

⑧ 医療法人社団滉志会 濑田クリニックグループ(東京都千代田区)

受入病院: 濑田クリニック新横浜(横浜市港北区)等

⑨ 医療法人社団葵会(東京都千代田区)

受入病院: 川崎南部病院(川崎市川崎区)

⑩ 学校法人国際医療福祉大学(栃木県大田原市)

受入病院: 同大学三田病院(東京都港区)、医療法人財団順和会山王病院(東京都港区)及び同財団山王メディカルセンター(東京都港区)

III. 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

特定事業に関する検討・調整と合わせ、精査・検討して、次回の区域会議までに結論を得る。

IV. その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

1. 「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針(平成 25 年 10 月 18 日日本経済再生本部決定)」に掲げられた規制改革事項等の活用

(1)雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

- 雇用条件の明確化等を通じ、ベンチャー企業やグローバル企業の設立等を支援するため、これらの企業の抱える課題を熟知する者を事業実施者として早期に選定し、都心 3 区内に、「雇用労働相談センター」を開設する。本センターでは、高度な個別相談対応等を行うほか、企業等の要望に応じ、通訳による多言語対応、出張相談等を実施する。【本年度中に実施】
また、都が運営する「ビジネスコンシェルジュ」をはじめ、都の雇用就業施策やベンチャー支援策と連携を図り、支援対象企業を幅広くサポートする。

(2)国際的な医療人材の育成のための医学部等の新設に関する検討

- 千葉県成田市などにおいて、医療分野におけるイノベーションの創出を担う国際的な医療人材を育成するため、国内外の医療需要に対応した国際的な医学部の新設等について検討して結論を得る。

2. 今後、追加に向け検討すべき規制改革事項等

関係地方公共団体や関係事業者からの提案などを踏まえ、東京圏国家戦略特別区域会議として、以下の事項について、検討を進めて結論を得る。

(1)女性の活躍推進等への対応のための外国人家事支援人材の活用

- 女性の活躍推進等の観点から、事業者及び利用者のニーズ把握や、区域会議における国・自治体・事業者間の協議・調整に基づき、関係行政機関及び自治体による一定の管理体制の下、当面、神奈川県の区域において試行的に、外国人の家事支援人材の受入れを行うことを検討して結論を得る。

(2)外国企業等による法人設立手続の迅速化・簡素化

- グローバル企業等の法人設立までの期間短縮等を図るため、各種手続をワンストップ化する窓口の東京都及び神奈川県の都心部への設置、当該窓口における公証人による原始定款認証の実現、申請書の英語対応等について検討して結論を得る。

(3)創業人材等高度外国人材の受入れ推進

- 外国人による起業やクールジャパン等を推進するため、投資最低基準(500万円)を引き下げ、法令への記載など透明性を高めるとともに、基準設定や運用を区域会議に委ねること等により、創業人材やクールジャパンなどに関わる高度外国人材の受入れ、留学生の起業・就職を容易にする新たな仕組みについて検討するとともに、航空・観光・物流業務に関わる技能実習制度の対象職種及び期間の拡大について検討して結論を得る。

(4)外国人の介護人材の活用

- 慢性的な介護人材不足に対応し、介護を理由に働けない女性の社会進出を促すため、介護福祉士資格を取得又は取得を目指す留学生や外国の介護福祉資格者の就労を認めるなど、外国人の介護人材の活用について検討して結論を得る。

(5)医療・創薬イノベーションの拠点形成

- 医療・創薬イノベーション拠点の形成を図るために、医療用後発医薬品の製造販売承認審査について、東京都(健康安全研究センター)が当該業務を行うことにより、製品化までの期間短縮を図るとともに、特許出願を猶予できるグレースピリオド期間を拡大することを検討して結論を得る。

(6)保険外併用療養の拡大

- 現在、臨床研究中核病院等と同水準とされている基準について、一定の要件を満たす特定機能病院等にも拡大することを検討して結論を得る。

また、世界に先駆けた再生医療・医療機器については、先進医療の評価の迅速化・効率化を図る専門体制を早期に構築した上で、審査の迅速化を検討して結論を得る。

(7)健康・未病産業、最先端医療産業、ロボット産業の創出

- 超高齢社会に対応するための健康・未病産業の創出のため、個人の健康・医療情報の更なる活用を目的とした、医療に係る個人情報の匿名化のための制度整備を早急に検討して結論を得る。

また、最先端医療産業を創出するため、薬事承認にあたり、再生・細胞医療の早期実用化・産業化の促進に向けた包括承認制度の導入等や、日本発の医薬品、医療機器、再生医療の前倒し審査及び条件付き承認など日本版FastTrack制度の導入等について検討するとともに、第Ⅰ相臨床試験専用病床に関する施設基準等の緩和を検討して結論を得る。

さらに、ロボット市場・産業の創出のため、医療ロボットを活用した遠隔診療の範囲拡大等について検討して結論を得る。

(8)輸出手続のワンストップ化の実現

- 輸出食品等の産地証明の発行及び放射線物質の測定結果に関する証明に係る権限を市町村に移譲するとともに、食品等集荷施設への税関職員の派遣費用を無償とすることにより、通関・検疫等の輸出手続のワンストップ化を促進することについて検討して結論を得る。

(9)農地転用許可等の権限移譲

- 区域計画に記載された事業については、農地転用に係る許可権限を農林水産大臣又は都県知事から市町村長に移譲することについて検討し結論を得る。

(10)税制(法人課税など)

- 内閣府が、国家戦略特区における法人税等に関する所要の平成27年度税制改正要望を行ったところであり、税制改正プロセスにおいて、検討して結論を得る。

(11)東京都における指定区域の拡大

- 既に特区に指定されている9区と準備中の9区(台東区、墨田区、目黒区、中野区、豊島区、北区、荒川区、板橋区及び練馬区)に加え、多摩地域を含めた都内全域への区域の拡大を検討して結論を得る。

地区	事業主体	事業の概要	都市計画の決定等の目途
大手町 (常盤橋)	三菱地所(株)	東京駅前のランドマークとなる超高層の国際金融・ビジネス交流、国際観光・情報発信、高度防災等の拠点整備	平成 27 年度中
大手町一 丁目	三井不動産 (株)	三井物産(株)と連携し、ビジネス交流、MICE機能の強化に資する多目的ホール及び世界最高水準の宿泊等の国際交流施設の整備	平成 27 年度当初
日比谷	三井不動産 (株)	日比谷公園と連携した災害対応、周辺の劇場と連携した文化芸術発信、ベンチャー企業育成のビジネス連携等の拠点整備	平成 26 年中(民間都市再生事業の認定)
八重洲一、 二丁目	三井不動産 (株) 東京建物(株)	東京駅と空港及び地方へのアクセスを強化する大規模地下バスターミナルの整備、国際医療施設、国際ビジネス交流等の拠点整備	平成 27 年度中
品川駅周 辺	東日本旅客鉄 道(株)	駅前広場を介しまちと一体化する新駅の整備・他の事業者と連携し、羽田空港国際化、リニア開業、品川駅再編を見据えた国際拠点整備	平成 27 年度中
竹芝	東急不動産 (株) 鹿島建設(株)	都有地の活用により新産業貿易センターと一緒に整備し、コンテンツ研究・人材育成拠点及び外国人居住者等の生活支援施設等の整備	平成 27 年度当初
虎ノ門一、 四丁目、愛 宕、麻布台	森ビル(株) 森トラスト(株)	日比谷線新駅の整備と併せ、外国人向け生活支援(居住、医療、インターナショナルスクール等)の充実、休日も賑わう都心の形成	平成 27 年度当初 (虎ノ門一)、平成 26 年度末(虎ノ門四)、平成 27 年中 (愛宕、麻布台)
六本木五 丁目	森ビル(株) 住友不動産 (株)	地下鉄駅等との交通結節機能の強化及び「都心の森」に複合 MICE 施設や外国人等向けの居住、文化、教育等の生活環境の整備	平成 27 年中
臨海副都 心有明	住友不動産 (株)	東京ビッグサイト、医療機関に近接し、保育施設や訪日外国人対応のサービスアパートメント、アフターコンベンション施設を整備	平成 27 年度中
羽田空港 跡地	大田区等 (官民連携)	羽田空港の航空ネットワークの活用による医療等先端産業と中小企業とのビジネスマッチング、クールジャパン情報発信等の施設整備	平成 27 年度中
横浜駅周 辺	横浜駅きた西口 鶴屋地区市街地 再開発準備組合	外国人居住者等の生活支援に必要な保育所やサービスアパートメント等を併設した、防災・環境性能に優れた住宅の整備	平成 27 年中(容積率の最高限度の数値等の決定)

※ 地区ごとを基本として、必要に応じて分科会を設置する。